

玄海町建設工事請負・委託業務に係る指名停止等に関する規程の一部を改正する規程

玄海町建設工事請負・委託業務に係る指名停止等に関する規程（平成11年玄海町規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準		別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措置要件	期間	措置要件	期間
(贈賄) 1 次に掲げる者が、町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</u>	4か月以上12か月以内	(贈賄) 1 次に掲げる者が、町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>ア 有資格業者である個人</u> <u>イ 有資格業者である個人の使用人</u> <u>ウ 有資格業者である法人の役員</u> <u>エ 有資格業者である法人の使用人</u> <u>オ アからエまでに掲げる者又は有資格業者である法人から公共機関の工事等の入札等（入札、見積りその他の契約のための事前の手続きをいう。）に係る情報収集又は入札等への参加のための業務の全部又は一部を受託したもの又はその使用人（受託した者が法人である場合にあつては、その役員を含む。）</u>	12か月以上36か月以内
<u>ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</u>	3か月以上9か月以内		
<u>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</u>	2か月以上6か月以内		

2 前号のイからハまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		2 前号のアからオまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	8か月以上24か月以内
イ 代表役員等	3か月以上9か月以内		
ロ 一般役員等	2か月以上6か月以内		
ハ 使用人	1か月以上3か月以内		
3 第1号のイからロまでに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		3 第1号のアからオまでに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4か月以上12か月以内
イ 代表役員等	3か月以上9か月以内		
ロ 一般役員等	1か月以上3か月以内		
(独占禁止法違反行為)		(独占禁止法違反行為)	
4 町工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3か月以上12か月以内	4 町工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12か月以上36か月以内
5 県内において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3	2か月以上9か月以内	5 県内において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3	8か月以上24か月以内

<p>条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6 県外において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8号第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 第1号のイに掲げる者が、町工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 第1号のロからハマまでに掲げる者が、県工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>9 第1号のイに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>10 第1号のロからハマまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る</p>	<p>1か月以上9か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p>	<p>条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6 県外において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8号第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 第1号のアからオまでに掲げる者が、町工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 第1号のアからオまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>4か月以上12か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p> <p>8か月以上24か月以内</p>
---	--	---	---

<p>工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>			
<p>11 第1号のイに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>	<p>9 第1号のアからオまでに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>4か月以上12か月以内</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>10 第1号のアからオまでに掲げる者が、町工事等に関し、町職員に対して、情報入手の有無にかかわらず、不当情報提供要求を行ったと認められるとき。</p>	<p>6か月以上12か月以内</p>
<p>12 第1号のロからハマまでに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内</p>		
<p>(建設業法違反行為)</p>		<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>13 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>	<p>11 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>14 町工事等に関し、建設業法の規定に違反し、</p>	<p>2か月以上9か月以</p>	<p>12 町工事等に関し、建設業法の規定に違反し、</p>	<p>2か月以上9か月以</p>

<p>工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (不正又は不誠実な行為)</p>		<p>工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業1か月以上9か月以 務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等内 の契約の相手方として不適当であると認め られるとき。</p>		<p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業1か月以上9か月以 務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等内 の契約の相手方として不適当であると認めら れるとき。</p>	
<p>16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有1か月以上9か月以 資格業者である個人又は有資格業者である内 法人の代表権を有する役員（代表権を有する と認めるべき肩書を付した役員を含む。）等 が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑によ り公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑、若 しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定に よる罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手 方として不適当であると認められるとき。</p>		<p>14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有1か月以上9か月以 資格業者である個人又は有資格業者である法内 人の代表権を有する役員（代表権を有すると 認めるべき肩書を付した役員を含む。）等が 拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公 訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑、若しく は刑法（明治40年法律第45号）の規定による 罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方と して不適当であると認められるとき。</p>	

附 則（令和8年4月13日規程第75号）

この規程は、令和8年5月1日から施行する。